

# 会 議 録

会議の名称	第6期 7月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成30年7月17日（火） 午後6時30分から午後7時00分
開催場所	小金井市 前原暫定会議室 A会議室
出席者	<p><b>【委員】</b> 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員 赤濱 高之委員、増田 敏子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員 福原 昌代委員、川久保 敦子委員、小幡 美穂委員、平田 勇治委員 瀬戸口 弘一委員、三笠 俊彦委員、畑 佐枝子委員、加藤 了教委員 田中 麻子委員、宮井 敏晴委員、緒方 澄子委員、室岡 利明委員</p> <p><b>【事務局】</b> 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 7月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会のおり

## 第6期 7月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会 会議録

(会長)

これから合同部会を開催いたします。

### 1 部会からの報告

#### (1) 相談支援会

前回の報告になりますが資料1です。

委員が3名も交代になったので事業の概要等、これまでの計画にして今後の議論の進め方を検討したところです。

協議テーマは地域生活支援拠点事業になります。

課題の整理としましては親亡き後の検討をどうしてもしなければならないというところで、施設を希望する人が多く、地域移行とは逆の問題が出てきている様です。

平成32年までにこの事業実施をしなければならないということでは、今年度中の検討が必須です。

来年6月ぐらいまでにはある程度のものが出てないといけないので、部会で検討議論をしていくということになっております。

大枠ができれば、全体会で諮っていければと思っています。

#### (2) 生涯発達支援部会

今回は当事者の方を招いてのお話でしたので、今回は今年度どのように進めていくかというお話をしました。

当事者の方を招いて、そこから見えてきた課題を協議し、どういったことが必要なのかということを考えていく中で、どんな方をお呼びしたらいいかと言うお話があり、候補に挙がっているのは、高次脳機能障害や知的障害の方の生涯学習に関してはどうかとか、精神障害の方、不登校、引きこもりの方などでしたが、今回は決めてはいません。

当事者の方をお願いしての聞き取りをしながら、そこから見えてきた課題を深めて、実際の仕組み作りの中に生かしていきたいという話をしておりました。

#### (3) 社会参加・就労支援部会

本日は3点のことについて主に話し合いを行いました。

まず一番目が商工会との連携についてどんなことが必要か。二番目イトーヨーカ堂での販売について。三番目共同受注窓口についてということでした。

た。

今、実際に我々の協議会を含めた小金井という地域の中でどのような形で地域の特色を表した社会参加できる場所や就労に関する場を広げられるかということがメインでした。

その中でもやはり今、地域包括ケアと言われている部分で高齢者も、子どもも障がいのある方も含めた居場所も兼ねられる働く場とか、物品販売のできる場っていうことを念頭に考えた方がいいのではという話をしました。

それと実際に11月ぐらいですがイトーヨーカ堂での物品販売というのが実現に向かって進んでおります。

それに関して詳細な内容を社会参加者就労支援部会でも、傍聴に行ったり参加したりすることが必要であろうし、共同受注窓口については、今、「りんく」がありますがその組織をもとにして、より広くのいろんな今関わっている方たちに広げられるような広報活動を9月、10月までには実施していきたいという話を中心でした。

#### (4) 生活支援部会

資料4に前回の報告がありますのでご覧になっていただければと思います。

今日は逐条解説についての議論をしようと思っていましたが、6月の市議会で条例案が可決しましたので一部修正が入っていたので、条例の原文と比較しながら確認をとりました。

その先の、逐条解説の検討を進めるにあたっては、やはり条例が制定されたので、それに伴ってどういうふうに普及啓発していくのかということが大事ではないか事例集を作る等、効率的な配慮のQ&Aやリーフレットとかワークショップみたいなことをして市民に理解をしてもらうことと、当事者団体や事業所、あるいは商工会や商店会等も含めたところで合意できる取り組みが必要なんじゃないかなというようないろんな意見が出されたので、逐条解説については、前文の私のたたき台に、いくつかの意見を重ねた程度で終わっております。

それからこの後議論されると思いますが、9月29日の報告会では、啓発するためにリーフレット等が必要と意見が出ていました。

9月の生活支援部会としては、畑委員の方からもいろいろ意見が出されていますので保健福祉計画障害者計画の進捗状況と絡めたところでいくつか議論をしたいということになっていますので9月21日は生活支援部会を行うことで確認をしたところです。

## 2 報告事項

(事務局)

それでは事務局から資料5の概要について説明させていただきます。

2月28日に第五期の自立支援協議会の委員の皆様にご確認いただいた内容で市議会に上程させていただきました。

その上で、6月29日に本会議の方で修正可決という形で条例が可決されましたのでこの修正を全て反映したものを資料5としてお出ししております。

続きまして資料7をご覧ください。資料7は5月16日の全体会の議事録になっております。

7月24日までに、確認をしていただいて修正がある場合はご連絡ください。特になければそのままホームページ等にアップさせていただきます。

## 3 その他

(事務局)

資料についてご説明いたします。

本日机上に配付しておりますのが

資料1 相談支援部会報告

資料2 生涯発達支援部会報告

資料3 社会参加・就労支援部会報告

資料4 生活支援部会報告

資料5 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例(修正案反映)

資料6 条例制定記念講演会(案)

資料7 自立支援協議会全体会5月16日会議録

資料8 矢野委員資料 逐条解説案(前文のみ) 矢野修正私案 20180717

資料9 畑委員資料 生活支援部会資料

資料10 小金井市条例(6月議会修正)矢野委員

追加資料として小幡委員からいただいたものと、6月10日にいただいた傍聴者の意見提案シートです。

不足しているものございましたらご連絡ください。

(会長)

続きまして、各資料について説明を事務局からお願いします。

(事務局)

資料1から4について説明します。

6月10日の部会の報告書になります。

特段に問題がなければ、ホームページにアップさせていただければと思います。ご確認をお願いします。

(会長)

それでよろしいでしょうか。では、掲載ということでお願いします。

では引き続き、資料のご確認をお願いいたします。

(事務局)

資料の5から7です。5番と7番は先ほど簡単に説明させていただいたので、資料の6番を説明します。資料6は条例制定記念講演会案ということで作成したものです。

すでにメールでお配りしているところがございますがニュアンス等含めてここでお話をさせていただきます。

まず、小金井市条例が6月29日に、修正可決されたところがございますが、これについての修正の内容については後で矢野委員からご解説がありますので、概要を読み、資料6を作った背景含めてお話させていただきます。

こちら出させていただいたのは市議会で、ともに議論になったのが、この条例自体はいいことで早く可決した方がいいだろうというご意見をいただいたと同時に、やはり周知がされてないのではないかというご意見をいただいたので、今後周知をどのようにしていくかのお話を頂きました。

こちらについては事務局としての考えは当然言っているところではございますが、この間条例制定に深く携わっていただいた自立支援協議会の皆様とご一緒に市民に対しての周知や、それから今後ですぬ逐条解説の意見について市民からいただいておりますので、例えば9月29日に開催させていただいて、周知をして10月施行という形にさせていただければということで提示をさせていただきます。

(会長)

もともと事務局案では、講演会でしたが、講演会よりも市民意見交換会がよろしいのではないかと、少し手直しをしました。10月1日施行ってことで出されましたが、それを含めたご意見をいただければと思います。

各部会から一名ずつ出ていただくという形で宜しいですか。

周知のこともありますので、今日決められたらいいと思います。

この中身含めてですぬ、ちょっと市民意見交換会で行っていきたいっていうこと、登壇者の内容を具体的に決めさせて頂いてよろしいですか。

はい。では各部会の登壇者を決めて頂ければと思います。  
相談支援部会は、いかがでしょうか。

(委員)

ちょっと調整が必要ですが、部会長の私の予定でお願いします。

(委員)

就労支援部会は、部会長の私が出ます。

(副会長)

ただ、最後の生活支援部会ですね。提案者が私なので他の委員の方お願いできますか。

(委員)

サービスが使えたらできますが

(事務局)

福祉サービスが取れたら話は個別に後で話をさせてください。

(課長)

一言ちょっと追加報告ありますので、お時間下さい。記念事業はこれよろしいですが、一部議員から議会の方からです。我々も何かしなくていいのかっていうようなご意見を頂いておりますので、自立支援協議会の方にお話があるかもしれません。

何かやりたい意向を持っている方もいらっしゃるようですので、一応ご報告としてお伝えしておきます。

(会長)

ありがとうございます。一応4部会からも代表を決めて頂いて、市民意見交換会をやるという方向でいくと、12月のシンポジウムと少し内容変えてかないいけませんね。

ちょうど議員さんの方からも話があったので、12月のシンポの内容は少し考えないといけないと思います。

ちょっとこれは推移を見ながら、決めていければ。

具体的には8月の全体会で、一応枠を決めるってことになりますので事務局調整しながら考えていきたいと思っています。それでは、次の議題に行きたいと思い

ます。

引き続きその資料説明をお願いいたします。

(事務局)

資料8と10は矢野副会長からいただいた資料になります。

資料9は畑委員からいただいた資料です。

追加資料は小幡委員からいただいた資料です。

では、資料8と10の説明をお願いします。

(副会長)

9月29日は万難を排しますが、次回までにどういことを話すか考えないといけないので、大きな宿題をもらったと思っていますが、それと絡めたところでいくと、資料をご覧ください。

6月の議会で可決修正があり、どう変わったかっていうところで原案が二重線で文言が消されて、赤字が過筆されて修正され、こういうふうに変わりましたというところです。

言葉についても指摘をしていただきました。

それから第8条のところで合理的な配慮ということで、青字が入っていると第9条に新しく情報伝達が入ったということと教育のところの2項のところが大幅に修正が入ったというところになっています。

付則の施行期日が別に規則で定めるとなっていますので、10月1日となるのか、そういうことで確認をしていただければいいのかなと思っています。

資料8は、逐条解説のところ、前回出したものについて、生活支援部会でいろいろ議論して意見をいただいたので、私が赤字で修正の言葉を入れて、前回の分を消した部分を二重線で消してどこを変えたかっていうのがわかるようにして作っていますので、これにまた意見がいろいろ出ましたので、修正をかけていく必要があると思います。

各部会の方にも逐条解説にして意見を作ってまとめてくださいとお願いをしていますが、それぞれの方が新しく修正された条文を見て、こういう解説を入れた方がふさわしいと考えてそれを原案として出し合って議論できると話が進むと思います。

生活支援部会では、皆さんが一人一人案を出し合って、それで事前に配って議論ができ、短時間で意見がまとめられるのでとお願いをしたところです。

今後どのように逐条解説を作っていくのが望ましいのか、皆さんからいろんな意見をいただければと思っています。

(会長)

逐条解説についての進めかたの提案でした。

(委員)

逐条解説のどのような形で作っていくのかは、まだ見えませんが、例えば生活支援部会である程度作っていくとか、矢野部会長は、どうお考えなのか。

(副会長)

情報として入っていたと思いますが、東京都の条例は10月1日で施行なので、中身の整合性を含めて引き続き議論する必要もあると思います。

事務局ではどんなお考えなのでしょう。

(事務局)

柔らかい物腰でございまして大きい話を言われましたのでちょっと大きく話をさせていただきます。

10月1日に市条例及び都条例が施行されるという見込みですが、条例の幅が広く深く、さらに言うと今までの作った後の自治体の条例とまた独特な作りをしているというところがございまして。

これにあわせて都条例にそのままあわせてしまうのか。市条例の考え方がありますという作り方とか様々あるかと思えます。

そういったことを含めて例えば修正するというのであればですが、来年の3月で一旦議論を終えて4月から具体的に法文審査とか6月とか9月議会にきちんとかけていって、議会が例えばずれ込んで、12月とか、1月とかになったとしても成立できるスケジュールを考えますと、来年3月までには一定の形づくったものが必要ではなかろうかというところでございまして。そこを関連させるのかという議論されるのが、逐条解説ですね。

市条例の逐条解説はこの部分について、わかりづらい部分があるとか、もっとこういうふうにご意見を聞いて欲しいとかっていうご意見が第5期の自立支援協議会の際にも議論がありましたし、6期でもそのような話が出ているのではなかろうかというふうに思われますので、差し支えなければ、3月にも議論が終わるような形で進めるようなことで逆算して、例えばなんですけれども、12月のシンポジウムでは、次のもう修正の条例案とかですね、含めて意見交換しなくては間に合わないのではないかと考えております。

(会長)



ちょっと事務局としても、方針としては、具体化したいという感じですね。

(副会長)

市条例と都条例で調整して修正しなくてはという議論があるかもしれない、どういう選択肢をとるかによって逐条解説のやり方も変わってくるし、次の修正の逐条解説をしなくてはという議論もある。

(会長)

委員の皆様方のご意見等少しまた事務局でもみたいと思いますが、何かご意見はありますか。

(副会長)

生活支援部会で今日も議論をしましたが、逐条解説で前文のたたき台を出していますが、あくまでも小金井市条例が小金井市民にとってどうかかわりの条例だっていうところで、読んでいただければお分かりいただけます。

小金井市でいろんな制定しているのを引用しながら、そういう繋がった小金井市民のための条例という「障害のある人もない人も一緒に支え合っていくまち作りをしましょう」というような思いを込めていますという前文の逐条解説には作っています。そういうところでの表現が適切か不適切か、もっと違うものがないのではないかな等、皆さんそれぞれの思いがあるので、そういうのを出していただければいいかなと思っていますところでは。

逐条解説の最終目標をいつまでにやり遂げるかっていう目標設定が必要なのかというところで、今年度の3月末までに大枠が作れるといいのかなという話はしました。

委員の方からはもっとこの条例を広めるためには、合理的配慮ということでQ&Aを作って、市民に広く知って貰い、理解してもらえるような取り組みが必要ではないか、ワークショップをする等の意見もありました。

あとは事例集をちゃんと作って、出していくとか、そういうこともあわせて必要ではないかというような意見が出ていました。

この条例に基づいて市がどれだけ市民に投げかけるための情報提供をどうするのかを考える場であるだろうし、行政としては予算を確保するという根拠にもこの条例がなるのだろうと思っています。

自立支援協議会を上手に使って普及活動をするための取り組みを積極的に提案していただけるとありがたいと思うし、私達委員も提案ができるといいのかなと思っています。

そのために一つ逐条解説がまとめる作業をしながら、そういう議論ができる

と個人的にはいいのかなと思っています。

時間の関係もありますので、逐条解説は別にして、市民参加でリーフレットやパンフレットもわかりやすく市民参加する中で、理解啓発が進んでいけるようなそういうものを別に考えても良いのではという意見も出ました。

そういったことも含めて12月のシンポジウム、それから逐条解説、その後の条例の改定も含めた議論で、たたき台を8月の合同部会で話し合うように、この後事務局の方で少し議論できればと思います。

#### (委員)

資料9 これだけ見ると、何の話をしたのか分かりにくい資料を作ってしまいました。ここ数年、知的障害者の学齢の方たちの福祉サービスがどれも契約できないという状況にバタバタとなってきました。

最後の頼みの綱というのが放課後等デイサービスで高校生が卒業すると確実に誰か入っていけるということで、ちょっと安心感がありましたが、報酬単価の改定ということで非常に厳しい状況で事業所が大変になっています。

なんとなく状況に流されていくと確実に知的障害者の各家庭は子どもが家にいる時間が長くなって預けるところがなくなる。

お母さんが働けなくなるという方向になってしまっています。

この状況の意見を出し合ってどうしたら切り抜けていけるのかという事を考えなければいけないことだと思って提案いたしました。

#### (事務局)

協議会で公開で言える範囲がちょっと限られてしまうので、委員の言われていることも当事者の気持ちとしてはおそらく間違っていないとは思いますが、例えば計画に対しての課題とか、国や東京都への要望とかっていう考え方としてはおそらくこれで正しいと思いますが、市がいいかということですが、国の基準を無視して何かできるかといわれると発言できないところもありますので個別にお話させていただければと思います。

#### (事務局)

放課後等デイサービス市内の事業所さんとは6月の下旬に現在の報酬改定の影響とかについて、お話し合いをさせていただいて、具体的な手だてがそこで何か決まったわけではありませんが、今後も情報交換をして、連携をとっていこうということでお話をさせていただいています。

報酬改定の影響そのもので言えば、市内の事業所については確かに減収にはなってしまうと思いますが、報酬改定自体は経営実態調査があり、これが適正と

いうところで単価設定しているところであるのでちょっとなかなか市の方で単価そのものについてどうこうっていうのは言うのは難しいところではありますが、事業所の経営についてできる範囲で、すぐに何かお金を出すという話はないですが、こちらの方でやれることがないかっていうのは、事業所と調整しながらやっていきたいと思っています。

(副会長)

厚労省の報酬改定の制度改革のところ、障害者の程度区分と支援区分のところとか、支援量は現実にそれを受ける事業所が成り立たない現状が起っています、改良をどういうふうに埋めていくかっていうのはやっぱり政策的に議論していかないと。

障害者計画の中でも、6年後までの計画を立てているわけで、それをどう実現するかっていうのは政策的な議論をやっぱりしていかないといけないと思っていますので9月に生活支援部会では、障害者計画保健福祉計画の、進捗状況の前段階として、どういうふうになっているのかっていう問題を少し整理して議論できればと個人的には思っていますが、時間がないので説明しだすと長くなりますが、何もないということではないはずだと思います。

例えば事業所がヘルパーさんのなり手が少ないということについて、それを国の政策ですという言い方はできない、だから圧倒的に事業所が少ないので、小金井市は何をしていくのっていうことをやっぱり考える余地のあることじゃないと思います。国の方針に逆らうことはできないと先ほどご説明がありましたと言っていることじゃなくて利用したいという方が待機になったしまう現状があるということをやっぱり考えていかなければならないと思います。

ぜひ継続しても生活支援部会からは提案してほしい自立生活支援課、協議会の課題としてもやっぱりちゃんと位置づけて議論していければなと思う。

引き続き問題提起だとかいろんな意見を出して頂きたいと思います。

(会長)

時間の関係もありますので、ではその他小幡委員さんの方から御資料出ていますので、説明の方をお願いいたします。

(委員)

時間がありませんので、かいつまんでお話ししたいと思います。

5月のときにも出させて頂きましたが、改めて出させていただきました。

逐条解説の話が60周年事業の一つになりました、これもかなったと思います

した。

あとはパンフレットについても今後話していけることだと思います。

障害者週間のイベントについてですが、立川でやっていたような、そういう講演会というところでやはり私としては、千葉県の差別解消法を施行される前に開催された野沢さんの講演はいかがでしょうか。候補の一つに挙げていただければと思っています。

8月のときのシンポジウムについてお話すると思いますが、その時に候補として挙げさせてもらおうと思っています。

提案についてですが、やはりこれから差別事例を取り扱っていく私たちにとって、研修が必要ではないかと思っています。

研修の内容としましては、平等研修ということで、最後のページのところ広報を挙げています。こういった研修を私たち自身受ける必要があると思っています。

それから提案3は部会でもお話しさせて頂きましたが、中学校で支援が必要な児童生徒への人的支援の環境を整備するっていうところは今後生涯発達支援部会でも話していきたいと思っています。

(会長)

シンポジウムの候補者として野沢さんですね。もう一点は、障害平等研修ですね。先ほど部会でもこの話をしましたが、近々で行うか、それとも来年度準備をした上で予算をとってやるかっていうところですが、自立支援協議会の中でやる方向でいくのか、今年度中に何とかこうやるのかそれとも来年度準備をして予算をとってやるのかっていうところになるとは思いますが如何でしょうか。

(委員)

できれば条例もできたことだしこういう研修を受けて、新しい視点を持つ。

予算の問題がどうなのか、私がこれを押している理由としては、やはり当事者の方による研修だっというところが他の研修もいろいろあるとは思いますが、差別解消法というものを考えた上で、当事者目線でやる研修ということになります。私はとても大事だと思っています。

(事務局)

ちなみに障害平等研修ってこの規模でやろうと思ったらどれぐらいかかりませんか。

(委員)

この規模できっちりしっかり研修をするとなるとやっぱ20万ぐらいはかかるそうですが、相談でどういった形ができるか、例えば全部ではなくてもうちよっとワークショップのもっと縮小版みたいな形でやるのかっていうところは、先方との話し合いになると思います。

(会長)

時間の関係もありますのでちょっと引き続き、もう少し具体化していくために金額とかを聞いていただいて事務局の方でも予算はどうなるか、多分ここでは言えないような形を聞きながら可能性があるかどうか考えて頂きたい。お願いいたします。

(事務局)

新規に開設した事業所紹介をさせていただきます。

7月1日に開設したばかりの就労支援、就労移行支援の事業所になります。

主な対象は精神障害のある方となります。事業内容等や詳細はパンフレットをご覧ください。

地域資源ということで紹介させていただきました。

#### 4 次回の開催日程等

(事務局)

次回の開催日程についてお知らせします。

今回は全体会ということで、30年8月29日水曜日17時からです。

市役所第二庁舎の801会議室で開催いたします。

(会長)

頑張っても20分以上過ぎてしまって大変申し訳ございません。

それでは合同部会を終了いたします。どうもありがとうございました。